

名寄市自治基本条例を 知っていますか？

連載
No.1

本市のまちづくりを進めるための基本ルールとして、平成22年4月に施行された「名寄市自治基本条例」は、今年度、市民の意識や社会状況の変化などを考慮して必要に応じて条例を改正する見直し検討を行います。本条例を市民の皆さんにより知っていただくために連載でお知らせするとともに、市民11人で構成する検討委員会で見直しを進めています。

自治

自分たちのまちは
自分たちが責任を
もって決める

基本

おおもととなる
大切なこと

条例

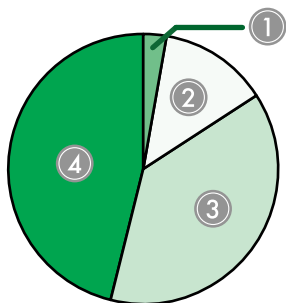
そこで暮らす人々が
守らなければ
ならないルール



市民が主体となり住みよいまちづくりを進めるためのルール

4月30日まで行ったアンケートに2,237件のご回答をいただきました。協力いただきありがとうございます。内容の一部をご紹介します。

「あなたは名寄市自治基本条例を知っていましたか」



- ① 内容までよく知っていた(60人3%)
- ② どのようなものかある程度知っていた(290人13%)
- ③ 名前は聞いたことがあった(843人38%)
- ④ まったく知らなかった(1,044人46%)

市民の8割超が自治基本条例の内容について知らない結果となりました。条例を知った方法として、広報なよろが871人と1番多い方法でした。

市では、令和4年4月号からより本条例を身近に感じることができるよう基本原則に対応した次のアイコンを該当する記事の左上に表示を開始しました。今月号の誌面にも表示がありますので、ぜひ注目してください。

1 市民参加



名寄市自治基本条例

2 情報共有



名寄市自治基本条例

3 連携・協力



名寄市自治基本条例

4 コミュニティ自治



名寄市自治基本条例

5 自主自立の 市政運営



名寄市自治基本条例